



生活困窮者の 農福連携

～生活困窮者自立支援制度における
農業分野等との連携強化モデル事業～

ガイドブック (手引書)



目次

はじめに	P.1
第1章 今なぜ農福連携なのか	P.2
農業サイド	
福祉サイド	
農福連携の広がり	
第2章 農業活動の種類と効果	P.3~7
I 農業活動の種類	
II 生活困窮者への効果、農業・地域への効果	
第3章 農福連携に取り組むステップ	P.8~26
I 農業に関する基礎知識	
II 就労準備支援事業及び認定就労訓練事業の実施	
III 支援対象者に応じた就労支援の実施方法	
IV 受け入れにあたって受入農業者が留意すべき事項等	
(1) 支援対象者が農業に従事するためのステップ	
(2) 生活困窮者の特性に応じた作業の工夫	
(3) 支援メニューの例	
(4) 体験・訓練中の関わり方	
V 農福連携のための環境整備の実施	
(1) 意識啓発・理解促進	
(2) 連携体制の構築	
実践①	
実践②	
第4章 取り組むために重要なこと	P.27
第5章 FAQ (よくあるご質問)	P.28~29
第6章 農福連携モデル	P.30~43
農業の用語	P.44
支援制度・情報・問い合わせ先	P.45

はじめに

令和元年度、内閣府において農福連携等推進会議が設置され、「農福連携等推進ビジョン」が掲げられました。このビジョンでは、障害者等の福祉サービスを必要としている人々が農作業に従事するという農福連携の取組みを全国的に展開するにあたり、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に官民挙げて取り組むこととしています。さらには「農福連携の広がりの推進を図る」とし、「福」の広がりとして働きづらさや生きづらさを感じている高齢者、生活困窮者、ひきこもり状態にある者等、犯罪や非行をした者の就労や社会参加、立ち直りを促進すると宣言しています。

生活困窮者においては、一人ひとりの状態に応じた就労支援が求められており、農福連携を通じた支援の在り方を探り、検討・構築し、普及していくことが期待されています。そこで厚生労働省は2016年度より、農業への従事、農業法人や農産物の加工・販売等を行う事業者への就労支援や農作業を通じて心身の健康づくりや社会参加への支援を図るために「生活困窮者等の就農訓練事業」を、さらに2020年度より「生活困窮者自立支援制度における農業分野等との連携強化モデル事業」を実施し、モデルづくりおよび普及を図ってきました。

本ガイドブックは、上記の「生活困窮者自立支援制度における農業分野等との連携強化モデル事業」で得られた成果・課題を踏まえて作成されました。ぜひ、生活困窮者の農福連携を知って、取組みにつなげていただけますことを願っております。